

第 46 表 遺産分割事件のうち認容・調停成立件数 特別受益分考慮の有無別 全家庭裁判所

	総 数	有	無	不 詳
件 数	6 347	651	4 852	844

(注) 共同相続人中に民法 903 条所定の特別受益者がいて、遺産の分割に当たりその特別受益分が考慮された事件を「有」に計上している。

第 48 表 遺産分割事件のうち認容・を除く) 遺産の内容別

遺産の価額	総 数	土 地	建 物	現 金 等	動 産 そ の 他	土 地 ・ 建 物	土 地 ・ 現 金 等
総 数	6 320	861	95	627	55	1 390	428
	(3 274)	(424)	(46)	(216)	(21)	(755)	(186)
1000 万円以下	1 359	335	70	292	33	328	77
	(629)	(163)	(34)	(86)	(11)	(184)	(23)
5000 万円以下	2 696	314	20	252	14	648	210
	(1 475)	(173)	(12)	(95)	(6)	(367)	(104)
1 億円以下	961	85	1	48	1	176	59
	(530)	(47)	-	(24)	-	(100)	(26)
5 億円以下	674	41	1	12	2	94	39
	(347)	(9)	-	(5)	(1)	(48)	(16)
5 億円を超える	80	2	-	1	-	8	-
	(46)	-	-	-	-	(4)	-
算定不能・不詳	550	84	3	22	5	136	43
	(247)	(32)	-	(6)	(3)	(52)	(17)

(注)( )内は、代償金を支払う旨の定めがされた件数で、内数である。「現金等」とは、現金、預金及び有価証券等をいい、遺産を換価した場合も含む。

第47表 遺産分割事件のうち認容・調停成立で寄与分の定めがあった事件数 寄与分の遺産の価額に占める割合別寄与者別 全家庭裁判所

寄与者	総 数	10 % 以 下	20 % 以 下	30 % 以 下	50 % 以 下	50 % を 超 え る	不 詳
総 数	280	126	54	26	21	7	46
配 偶 者	35	16	8	5	1	1	4
子	226	102	43	20	17	5	39
そ の 他	19	8	3	1	3	1	3

(注) 1件の遺産分割事件で、寄与分の定めがあった者が複数の場合には、定められた寄与分の遺産に占める割合が大きい方を優先して集計し、それが同じ場合には配偶者を優先して集計した。

調停成立件数(「分割をしない」  
遺産の価額別 全家庭裁判所

土動 産 地そ の ・他	建 物 ・ 現 金 等	建 動 産 物そ の ・他	現 動 産 金そ 等 の ・他	土 現 地 ・ 金 建 物 ・ 等	土 動 地 産 ・ そ 建 物 の ・他	土 動 地 産 ・ 現 金 の 等 ・他	建 動 産 ・ 現 金 の 等 ・他	土 現 動 地 ・ 金 産 建 等 の 物 ・ ・他
37	84	10	95	1 702	143	59	22	712
(23)	(47)	(7)	(43)	(909)	(83)	(39)	(14)	(461)
11	21	5	20	122	15	4	1	25
(6)	(9)	(5)	(8)	(69)	(10)	(4)	-	(17)
14	43	1	50	809	57	28	11	225
(8)	(31)	(1)	(25)	(444)	(38)	(15)	(7)	(149)
4	11	1	14	360	29	10	4	158
(4)	(5)	-	(5)	(192)	(16)	(8)	(3)	(100)
3	3	-	5	240	24	6	1	203
(3)	-	-	-	(119)	(10)	(4)	(1)	(131)
-	-	-	-	29	5	2	-	33
-	-	-	-	(18)	(1)	(2)	-	(21)
5	6	3	6	142	13	9	5	68
(2)	(2)	(1)	(5)	(67)	(8)	(6)	(3)	(43)